

2025年8月28日

大阪市教育委員会
教育長 多田 勝哉 様
大阪市こども青少年局
局長 佐藤 充子 様

大阪市教職員組合
執行委員長 三谷 和義

2025年度 教職員の勤務労働条件ならびに施設設備の改善に関する要求書

大阪市教職員組合は、教職員の勤務労働条件ならびに施設設備の改善について、以下のとおり要求する。大阪市教育委員会（以下、教育委員会）ならびに大阪市こども青少年局（以下、こども青少年局）におかれては、これらの要求を真摯に受け止め、要求実現のために努力されたい。

<勤務労働条件について>

1. 教育委員会ならびにこども青少年局は、労使対等の原則を厳守して市教組との誠意ある協議を行い、勤務労働条件に係る事項について一方的な実施を行わないこと。
2. 学校園職場における教職員の休憩時間の取得状況を明らかにするとともに、改善に向けた具体的方策を述べること。
3. 時間外勤務をはじめとする教職員の長時間勤務の実態とともに、教育委員会に設置されている「学校業務改善ワーキンググループ」での協議内容について明らかにされたい。
4. 学校園職場の労働安全衛生委員会の開催状況や、長時間勤務職員に対する面接指導の実施状況を明らかにするとともに、労働安全衛生体制の更なる充実を図ること。
5. 教職員の病気休職者や早期退職者が他府県に比べて多い現状について、教育委員会の認識と具体的方策を述べること。また、メンタルヘルス対策事業の充実を図ること。
6. 時間外在校等時間を形式的に上限の範囲内とするために、週休日・休日を含めて、実際の時間外在校等時間より短い時間を記録することのないよう周知徹底すること。また、その上限時間を遵守することのみを目的として、自宅等への持ち帰り業務を増加させることがあってはならないことについても周知徹底すること。
7. 学校の働き方改革推進のために、文科省が示している「学校・教師が担う業務に係る3分類」に対する教育委員会の考え方を明確にし、役割分担や適正化を推進すること。

8. 「部活動の地域移行事業」により、中学校教員の部活動の負担が実際に削減されているか、検証すること。地域移行が完了するまで当面、教員特殊業務手当を増額すること。
9. 教職員定数の改善と業務負担軽減を図るとともに、スクールサポートスタッフなどの増員を行うこと。また、障がいのある子どもの教育保障に向けて、特別支援教育サポーターの更なる拡充と待遇改善を行うこと。
10. 教職員の定期健康診断の更なる充実を図るとともに検診結果に基づく精密検査を実施すること。また、「要精密検査」「要受診」等で受診を行う教職員については、職務免除扱いとすること。
11. 福利厚生事業については、教職員の健康維持と勤務意欲向上につながるよう、更なる充実を図ること。
12. 政令市への移管により、教職員の給料や退職金が大きく引き下げられた。教職員の働く意欲を向上させるためにも現行の給料を大幅に引き上げること。実質賃金のマイナスが続いていることから、若年層だけでなく、中高年層の給料も引き上げること。
13. 雇用と年金の確実な接続を図るとともに、暫定再任用制度の処遇改善および、60歳以降の給与改善に努めること。とりわけ55歳での昇給停止を廃止すること。
14. セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントなど、各ハラスメント防止のための指針やガイドラインを、すべての職場に周知徹底すること。また、防止のための具体的方策について述べられたい。
15. 教職員の人事評価については絶対評価とし、評価結果については給与等に反映させないこと。また、評価制度の向上に向けて管理職を含む教職員へのアンケートを実施すること。さらに、評価者に対する研修の充実を図ること。
16. 学校のICT化が真に学校の働き方改革に寄与するものとなるよう、改善を行うこと。また、校務用パソコンにある個人情報の漏洩を防ぐ観点から、授業用パソコン（専用機）を復活させること。
17. 年間標準時数を大幅に超えないようにするため、週当たりの授業時数に余裕を持たせるよう、各学校に指導すること。また、カリキュラムの編成権は学校にあることから、「総合的読解力育成カリキュラム」など年間を通して授業時数を圧迫する取り組みを押し付けないこと。
18. 教職員の年休取得を適切に推進できるよう管理職に対して指導を行うこと。校園長は労働基準法の趣旨に鑑み、所属職員が計画的に年次休暇を取得できるよう配慮すること。そのために、現在の4月付与を10月に移行されたい。

19. 政令市移管により後退した時休の分割取得を復元すること。
20. 育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務について、取得対象児童の年齢を引き上げること。
21. 介護休暇と子の看護等休暇について、取得要件を拡大すること。
22. 「大阪市特定事業主行動計画」の趣旨を踏まえ、育児短時間勤務や部分休業の取得対象年齢を引き上げるとともに、育児職免を有給扱いとすること。また、男性教職員の育児休業取得を促進するための施策を講じること。
23. 非常災害時において、退勤途上における身体の危険を回避するための特別休暇を創設すること。
24. 更年期障害などに対応できる休暇制度を創設すること。
25. 不妊治療については、その治療状況に応じて必要な日数の取得が可能となるよう改善を図ること。
26. 欠員補充制度について、特別専科教諭が導入されたが、学校事務職員、養護教諭、栄養教諭に対しても、抜本的な改善につながる制度を創設すること。

<施設・設備について>

27. 校園内の通信環境を向上させるため、通信速度の調査と改善工事を行うこと。
28. すべての子どもが安心して学校園生活を送れるよう、学校園内すべての場所のバリアフリー化を行うこと。
29. すべての教室にエアコンを設置し、老朽化した設備の更新を速やかに実施すること。
30. 給食調理施設を改善し、衛生管理の徹底と児童生徒への安全・安心な給食提供を確保すること。
31. 特別支援学級および通級指導教室設置校において、活動場所の確保を教育委員会の責任において早急に行うこと。
32. 男女別休養・更衣室を早急にすべての職場に設置すること。特に、幼稚園においては、更衣室の設置及び設備の充実を行うこと。また、休養・更衣室に空調設備（エアコン）を設置するなど、整備基準を改善するとともに、老朽化した休養・更衣室の改修を早急に行うこと。
33. 幼稚園の休園・廃園を理由として、施設の修繕・維持を停滞させないこと。また、幼稚園の教育環境を維持・改善するため、必要な予算措置を講じること。とりわけ、全園に無線 LAN 環境の設置を早急に行うこと。

以上

2025年 8月28日

大阪教育委員会
教育長 多田 勝哉 様

大阪市教職員組合 執行委員長 三谷 和義
同 養護教職員部長 辻岡有香子

要 求 書

大阪市教職員組合は、養護教諭・養護助教諭の勤務・労働条件を改善し、幼児・児童・生徒の健康を保障するため、次の事項について要求する。大阪教育委員会におかれては、関係当局とも十分に協議され、早急に実現されたい。

記

1. 養護教諭等の労働軽減と感染症対策ならびに病気療養への支援等のため、養護教諭の複数配置を拡充すること。当面、再任用短時間勤務や退職した養護教諭を活用する等、学校園の負担軽減のための施策を講じること。
2. 産育休や病休、育児短時間勤務や妊娠時職務軽減措置等を取得した場合等に、遅滞なく養護助教諭を配置すること。
3. 保健室の広さについて2教室分の広さを基準とし、洗濯機や乾燥機の設置等、必要な施設・設備等を拡充すること。なお、感染症対策等のための場所を保健室以外に確保すること。
4. 養護教諭等の業務にかかわって教育委員会が新たな指示等を通知する場合は、その内容について事前に十分説明をするとともに、無理なく実施できるだけの間を設け、教職員の増員ならびに施設・設備の整備、必要物品の支給を速やかに行うこと。
5. 中学校の心臓2次検診が土曜日に実施され、当該養護教諭等が休日の勤務となるなど大きな負担となっている。これについて、平日実施とする等、負担軽減のために必要な措置をとること。
6. 就学時健康診断は、校医との日程調整や準備・運営・片づけ・事務処理などの業務全般について養護教諭等の大きな負担となっている。これらについて抜本的に解決をはかること。
7. 労働安全衛生推進者の任命が養護教諭等に集中しており、大きな負担となっているため、抜本的な改善を行うこと。
8. 養護教諭の再任用制度について、雇用と年金の確実な接続を図るとともに、希望する勤務形態を尊重すること。フルタイムの勤務については、7割の給料に応じた業務量となるよう必要な措置を講ずること。
9. 泊行事の引率について、希望に応じて看護師を派遣すること。当面、校長経営戦略予算での看護師派遣に関する予算を増額すること。
10. 学校園現場に医療行為を持ち込まないこと。特にフッ素洗口などは薬液の管理などで養護教諭等に新たな職務や責任を負わせる可能性があるため、実施しないこと。

以上

2025年 8月28日

大阪市教育委員会
教育長 多田 勝哉 様
大阪市こども青少年局
局長 佐藤 充子 様

大阪市教職員組合
執行委員長 三谷 和義
幼稚園部長 倉 裕美子

要 求 書

近年、少子化や核家族化、経済的な理由により、家庭や地域の子育て力の低下が懸念されています。

乳幼児期の健やかな育ちが、その後の成長の大切な基盤となることから、大阪市の幼児教育をさらに充実、発展させることは喫緊の課題であり、市立幼稚園の果たす役割は、ますます重要なものになっています。

こども青少年局及び教育委員会におかれましては、市立幼稚園での質の高い保育・教育を保障するため、また、教職員の勤務労働条件の改善のために、以下の要求を実現されるよう強く求めます。

記

1. 学級編成基準を5歳児30人、4歳児25人に引き下げること。
また、入園を希望する幼児全員が希望の幼稚園に入園できるよう、学級数を増やすこと。
2. 3歳児保育を全園で実施すること。
3. 1園あたりの教職員数が少ないことを踏まえ、産育休ならびに病休代替を遅滞なく配置して、教職員の負担軽減に努めること。
4. 教職員の負担軽減のための加配を行うこと。
 - ①全園で主任の負担を軽減するための人的措置を講じること。
 - ②支援を要する園児に対する保育・教育を保障するため、支援担当教諭を配置すること。
また、支援担当講師や介助サポーターの増員・拡充を図ること。
 - ③医療的ケアを要する園児のための看護師を配置すること。
 - ④全園に事務職員と管理作業員を配置すること。

5. 預かり保育の実態を把握するとともに、一時預かり事業指導員や介助指導員の増員・拡充を図ること。
また、預かり保育にかかる予算を増額すること。
6. 教員特別手当については、義務制教員と同額を支給すること。
7. 老朽化した幼稚園について
 - ①計画的に改築や建て替えを行うこと。
 - ②教職員が安全に職務に従事できるよう、雨漏りやトイレ、床の補修等について、園からの補修申請があれば早急に補修を行うこと。
8. 施設・設備の充実を図ること。
 - ①幼稚園の施設内を補修するための予算を大幅に増額すること。
 - ②教職員が支援を要する園児に対して、安全に合理的配慮が提供できるよう、障がい児用トイレや手すり、スロープを設置するなどのバリアフリー化を図ること。
 - ③休養室、更衣室を全園に設置すること。また、既存の更衣室の施設設備を改善すること。
 - ④職務効率を改善するため、無線LAN環境の設備を早急に整えること。
9. 代替講師の校務支援パソコンを各園に貸与すること。
10. ICT教育アシスタントを全園に配置すること。
11. 外国籍の園児が増えていることから、必要に応じて園に通訳を派遣すること。
また、各園の状況に応じて、ポケトークの数を増やしたり、高性能の翻訳アプリを導入するなど、教職員が働きやすい職場環境づくりをすすめること。
12. 母性保障に関する諸権利が完全行使できるよう、労働条件の改善に努めること。
13. 幼稚園教員の給料表を、市独自給料表「教育職給料表（3）」から小中学校教育職給料表「教育職給料表（2）」に戻すこと。
14. 「認定こども園」における様々な課題については、市教組と協議を行うこと。
15. 市立幼稚園の民営化を行わないこと。

以上

2025年 8月28日

大阪市教育委員会
教育長 多田 勝哉 様

大阪市教職員組合 執行委員長 三谷 和義
〃 栄養教職員部長 藤澤佳菜子

要 求 書

大阪市教職員組合は、栄養教職員の勤務・労働条件の改善について、次のとおり要求する。
大阪市教育委員会におかれては、これらの要求実現のために努力されたい。

記

1. 大阪市内の小中学校において、食に関する指導や学校給食の管理を一体のものとして円滑に実施できるよう、すべての学校に栄養教諭を配置すること。
2. 学校給食法により定められた学校給食衛生管理基準に基づき、栄養教職員を衛生管理責任者とする。また、衛生管理体制の整備をすすめること。
3. 学校給食調理業務民間委託校に勤務している栄養教職員は、民間委託業者への指示をはじめ、給食物資の管理や時間内完全遂行の適正な作業工程の確認、衛生管理業務など、多忙な勤務状況にある。教育委員会として、これらを解消するための具体的方策を示されたい。
4. 栄養教職員の執務環境の改善と労働条件の改善を図るため、また、児童生徒、保護者に個別の相談を行う場所、教材や資料を保管する場所を確保するため、栄養教職員の配置校に執務室を設置すること。

以上

2025年8月28日

大阪市教育委員会
教育長 多田 勝哉 様

大阪市教職員組合 執行委員長 三谷 和義
〃 事務職員部長 吉川 学聡

要 求 書

学校ならびに学校教育をめぐるのは、保護者・市民からのニーズは複雑・多様化しており、学校に求められる役割が増大しています。学校が地域・市民に開かれ、情報公開や説明責任を果たしていくうえで、意思決定過程を明確化し、情報管理等を適確に行うことや、地域関係機関等との連携を図る庶務的な事務の重要性が増しており、そこに果たす学校事務職員の役割が一層求められています。そのためには、学校事務職員が学校経営の担い手として学校事務の専門性を高め、学校事務の高度化・機能の拡充を図る必要があり、新たな学校事務職員制度づくりを積極的にすすめるべきではないかと考えています。

一方で、学校事務職員の世代交代は新たな局面を迎えています。年齢構成が偏り、中堅層が多くを占める今、これまで経験・蓄積してきた知識を組織的に継承していくための体制整備は、少数職種である学校事務職員にとって大きな課題となっています。学校現場の実態を踏まえつつ持続的で安定的な組織体制整備を図るとともに、個々の学校事務職員がより積極的に学校経営に参画できるよう、組織として次世代の職員を育成するしくみを構築することが必要です。このことが、学校間での情報の共有化につながり、子どもたちへの教育条件・環境整備、さらには安定した市民サービスの提供へつながるといえます。

以上のことを踏まえ、大阪市教職員組合は、学校事務職員の勤務・労働条件の改善について、次の内容を申し入れますので、大阪市教育委員会として誠意をもって対応されるよう要求します。

記

- 1 学校事務職員の病気休職者や育児・介護事情等を抱える職員が増加している。学校現場の現状把握に努め、当該職員に対する支援体制ならびに代替配置にかかる抜本的な対策を講じること。
- 2 小・中学校等に勤務する学校事務職員ならびに学校運営支援センターに勤務する組合員の時間外勤務の状況を示すとともに、労働安全衛生法に基づいた必要な措置を講じること。
- 3 単数配置校の増加や学校事務職員の年齢構成の変化などの状況を鑑み、学校事務職員の働き方改革をすすめること。また、育児・介護等にかかわる休暇制度の充実・拡充など時代に即した勤務労働条件の改善とともに執務環境の整備を図ること。
- 4 システム環境の整備及び機能の拡充・改善にあたっては、情報機器作業における労働衛生管理のガイドライン等を踏まえた執務環境を整備するとともに、学校事務のあり方を見据えた改善を図ること。
- 5 学校事務職員の暫定再任用制度及び定年前再任用短時間勤務制度について、雇用と年金の確実な接続を図るとともに、希望する勤務形態を尊重すること。65歳までを見据えた学校事務という職のあり方を検討し、職責に応じた制度となるよう必要な措置を講じること。
- 6 学校経営の機能の強化と活性化を図るため、具体的な方策を講じること。また、「学校管理規則」「学校財務取扱要綱」等に基づいた学校事務のより一層効果的な運営を図ること。共同学校事務室については、学校事務職員による学校事務の組織化の推進を図る観点から、集団的に学校経営へ参画することを可能とする組織体制の構築、業務の効率化・集約化とともに、必要な権限の付与も含めた検討を行うこと。
- 7 学校事務職員の任用制度等について、学校事務職員の職能形成・資質向上に繋がるよう改善すること。とりわけ、学校間連携実施要綱の制定時における「事務主幹の総括的役割の職」設置及び「共同学校事務室の組織及び運営に関する要綱」改正の経過を踏まえ、職務内容や職責の明確化を図ること。
- 8 学校事務職員の新規採用者について、中長期的展望をもった採用計画に基づき、今後の学校教育へのさらなる発展に向け、具体的方策を講じること。

以上